

# 所得税の確定申告

市役所の会場では受けられない申告

☆次のア〜クは**市役所での申告受付ができません**ので、土浦税務署で申告してください。

- ア 分離課税（土地・建物、株式などの譲渡所得、上場株式などの配当所得、退職所得、先物取引に係る雑所得など）の申告
- イ 損益通算、繰越控除のある申告
- ロ 雑損控除の適用を受ける申告
- ハ 青色で確定申告を行う事業主の申告
- ニ 住宅ローンを連帯で借り入れしている方で、住宅ローン控除の適用を受ける申告
- ホ 住宅関連特別控除（省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事など）の適用を受ける申告
- ヘ 令和元年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求
- ト 消費税、贈与税、相続税の申告



## 申告に必要なもの

忘れ物に注意！

|   |   |  |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）<br>（または通知カードおよび身分証明書） | 申告する方だけでなく、扶養親族分の個人番号（マイナンバー）も記載が必要となります。代理人が申告書を提出する場合は、代理人の身分証明書をお持ちください。       |  |
| <input type="checkbox"/> 本人名義の口座番号のわかるもの                          | 所得税が還付になる方のみ必要です。   |  |
| <input type="checkbox"/> 税務署からのお知らせはがき<br>（届いていない場合は不要）           | 令和元年分の確定申告をした方に、申告用紙に代わり、「確定申告のお知らせ」はがきを送付されます。<br>※申告用紙は1月中旬から市役所（両庁舎）に用意してあります。 |  |
| <input type="checkbox"/> 市役所からの申告案内はがき<br>（届いていない場合は不要）           | 昨年度、市役所で申告をした方に送付します。<br>※1月中旬頃に発送予定です。   |  |
| 収入のわかるもの  | <input type="checkbox"/> 給与の源泉徴収票（原本）   | 複数ある場合はすべてご持参ください。   |
|   | <input type="checkbox"/> 年金の源泉徴収票（原本）   |  |
|   | <input type="checkbox"/> 収支内訳書（営業・農業・不動産）   | 必ず事前に作成してください。収支内訳書が作成されていない場合には申告を受け付けできません。下記の※を参照してください。  |
|   | <input type="checkbox"/> 支払調書   | 外交員報酬、原稿料、講演料などの収入がある方   |
|   | <input type="checkbox"/> 支払通知書  | 生命保険の満期保険金、解約返戻金などを受け取った方  |
| 控除のわかるもの  | <input type="checkbox"/> 控除証明書  | 生命保険料、地震保険料、国民年金料などの控除証明書や納付済証明書   |
|   | <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書  | 医療費控除を受ける方<br>このお知らせに折り込みの【医療費控除の明細書】を事前に作成しご持参ください。<br>※おむつ代の控除を受ける場合は医師発行の「おむつ証明書」が必要になります。2年目以降は介護福祉課発行の「おむつ代の医療費控除確認書」で代用できる場合がありますので、介護福祉課までお問い合わせください。 |
|   | <input type="checkbox"/> 障害者手帳など（障害者控除認定書）  | 障害者控除を受ける方   |
|   | <input type="checkbox"/> 寄附金の領収書（原本）  | 寄附金控除を受ける方<br>※ワンストップ特例申請をしても、確定（市民税・県民税）申告をすると特例が無効となりますので、申告の際には必ず寄附金先の領収書をご持参ください。  |

◎一覧に無い収入や控除を申告する場合は、事前に税務課へお問い合わせください。

## ※収支内訳書について

収支内訳書につきましては、1月中旬以降に市役所（両庁舎）まで取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードしてください。  
つくばみらい市ホームページ <https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

今回の申告は事前予約が必要です。予約していない方は予約をしましょう。

